地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月30日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川 隆一

- 契約の概要
 防火シャッター修繕
- 2 履行(納品)場所 瀬谷区中央5番地41 瀬谷中学校
- 3 契約日 令和7年1月10日
- 4 履行日又は履行期間令和7年1月10日から令和7年1月15日
- 5 契約金額 49.500 円
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市中区扇町3-8-8関内ファーストビル8階 株式会社鈴木シャッター 横浜支店
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和7年1月10日、瀬谷中学校において2棟2F北側防火シャッターを避難訓練時に何度か降下・復旧させたところ、天井上部にシャッターが巻き上がってしまい、緊急時にシャッターが作動しなくなってしまったため。

- 8 契約の相手方の選定理由 有資格者名簿に登録のある会社であり、迅速な対応ができることから選定しました。
- 9 所管課 瀬谷中学校